

議案第19号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る感染症対応手当）

- 4 第3条第1項各号に掲げるもののほか、市立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の検査業務（以下「感染症対応業務」という。）に従事したときは、感染症対応手当を支給する。
- 5 前項に規定する感染症対応手当の額は、感染症対応業務に従事した日1日につき、3,000円（患者等に長時間接する業務又は患者等の身体に接触する業務にあつては、4,000円）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第4項及び第5項の規定は、令和2年3月9日から適用する。

（令和2年3月9日から同年12月31日までの期間における感染症対応手当の特例）

- 2 令和2年3月9日から同年12月31日までの期間における、新条例附則

第5項の規定の適用については、同項中「感染症対応業務に従事した日1日につき、3,000円（患者等に長時間接する業務又は患者等の身体に接触する業務にあつては、4,000円）」とあるのは「感染症対応業務に従事した月1月につき、15,000円」とし、第6条の規定は適用しない。